

第5回 藤沢市地域福祉計画推進委員会 議事要旨

1. 日 時 2015年(平成27年)1月16日(金)9時30分～12時

2. 会 場 藤沢市保健所3階 研修室

3. 出席者

(1) 委員=18名

石渡 和実、北島 令司、松永 文和、田場川善雄、垣見 凌子、
戸高 洋充、種田多化子、木村 依子、市川 勤、大田 哲夫、
南部 久子、椎野 幸一、池端 真彦、鶴見 昭子、西山 千秋、
大橋 久高、大山 睦子、國弘 信子
(欠席) 鈴木紳一郎、三觜由見子

(2) 事務局=18名

福祉部：佐川部長

福祉総務課：片山参事、安孫子主幹、赤尾主幹、日原課長補佐、齋田上級主査、
坂井事務職員

介護保険課：塩原主幹

高齢者支援課：玉井課長、井上課長補佐

障がい福祉課：高梨参事、島村課長補佐

生活援護課：矢後参事、阿部主幹

市民自治推進課：加藤参事

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会：倉持事務局長、尾花課長補佐、平澤主査

(3) 傍聴者=0人

4. 議 題

- (1) 前回委員会の議事要旨の確認について
- (2) パブリックコメントの実施状況について
- (3) 藤沢市地域福祉計画(平成27年度～平成32年度)二次案について
- (4) その他

5. 配布資料

- 資料1 第四回藤沢市地域福祉計画推進委員会議事要旨
- 資料2 パブリックコメントの実施状況
- 資料3 地域福祉計画2020(二次案)
- 資料4 地域福祉計画の進行管理について

6. 議事概要

(1) 前回委員会の議事要旨の確認について

石渡委員長：まずは前回の議事録についてお気づきの点がございましたらお願いいたします。特にございませんか。何かございましたら事務局までお伝えするというごをお願いします。それでは、議事要旨の確認については終わらせていただきます。

次に二番目としてパブリックコメントの実施状況について資料2に基づいて事務局から説明をお願いします。

(2) パブリックコメントの実施状況について

齋田主査：資料2についてご説明させていただきます。昨年11月6日から12月5日まで地域福祉計画中間案についてのパブリックコメントを行いまして、11人の方から21件のご意見をいただきました。内容についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。計画の中間案全体について5件のご意見をいただいております。計画の記載の仕方につきまして具体策の提案あるいは実行時期、部署、人材が明確でないといけないのではないかというご意見がございました。計画の進行管理については議事3のところでご説明いたしますが、基本的には計画の施策というかたちで記載し、具体的に実行する事業・取組については年度ごとに決めていくというかたちで進めたいと考えております。

その下の地域福祉活動計画との関係性として、各地区の社会福祉協議会毎に計画を作成することを提案したいのご意見につきましては、昨年から13地区の地区社協の方、民児協などをはじめとした地域団体の方々との意見交換会を開きましたが、各地区の取組と地域福祉計画を連携するようなかたちで進めていきたいと考えておりますので、13地区毎の活動計画は考えておりません。

人材づくりにつきましては8件ご意見をいただいております。この中で人材育成については地区ボランティアセンターをはじめ、各生活支援を行う場所で活用出来るようにすべきというご意見や、市民の役割、NPO、ボランティアの考え方についてももう少し分かりやすく記載してほしいというご意見がございました。2ページの一番下に元気なリタイア組と書かれてありますが、元気な高齢者のボランティア・地域活動への参加というご提案をいただいております。

3ページはいきいきパートナー事業についてでございます。こちらについては良く知られていないのではないかというご意見をいただきましたので、周知を拡充していきたいと思っております。事業についても対象を拡大してほしいというご意見をいただきましたが、あくまでも介護予防事業の一環としていきいきパートナー事業を行なうということを考えております。

次に地域づくりについてということで、ここでは自治会・町内会の記載が

災害時の体制にしか書かれていないという話や地域の横の関係を繋げて包括出来るしくみづくりを提案してほしいというご意見がありました。このあたりは中間案の中では地域づくりの内容について具体性が足りなかった部分がございますので、より具体的な記載を考えております。

続きましてしくみづくりについて5件いただいております。主に移動サービスについてのご意見と、地域における福祉的施設についていただいております。移動サービスについては次の計画の二次案の中で説明させていただきます。ここではコミュニティバスについてのご意見ですが、公共交通機関を使うのが難しい方への移動サービスの施策として、計画に反映させたいと考えております。

また、地域における福祉的施設ということで、3ページのところに保育施設、学童施設、介護保険サービスが一つの場所に集約され、多機能的に使える複合型施設が求められるというご意見をいただいておりますが、市としては身近な場所で多世代交流できる「地域の縁側事業」を進めて参りますので、そういったことを書かせていただきたいと考えております。あとは小規模多機能型居宅介護施設に関するご意見が2件ございましたが、ここについては高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で記載していくということで、施策として入れる予定はございません。簡単ではございますが、以上がパブリックコメントでいただいた意見となります。

石渡委員長：ありがとうございました。パブリックコメントの意見を計画に反映させるかについての説明でございましたが、今の説明についてご意見・ご質問のある方はお願い致します。

北島副委員長：2ページ②地域福祉活動計画との関係で各地区の社協と話し合いをされたと思います。これは改めてお話があると思いますが、大きくクローズアップされた項目があればお話ししたいと思っております。

齋田主査：意見交換会の内容について簡単にご説明しますと、昨年11月から1月14日まで各13地区の地域団体と意見交換会を行いまして、その中で大きく意見として出されたものとしては、まず、地域活動の担い手の問題、担い手がなかなか増えない、担い手の方が高齢化しているといったご意見がございました。次に地域とのつながりという意味で若い世代の方が自治会・町内会に加入せず、意思の疎通がなかなか図れないというご意見。意思の疎通を図るという意味で歩いて行ける場所に活動の場があればいいというご意見がございました。また、先ほどのパブリックコメントの中でも移動サービスのお話がありましたが、大きな団地を抱えている地域のご意見として、古い団地ですとエレベーターが設置されておらず、そういった所にひとり暮らしの高齢者がお住まいになっていて、そういう方への生活支援の必要性、あるいは起伏が激しい地区にお住まいの方で移動が困難な方たちに対する移動支援が必要というご意見がございました。意見交換会については以上になります。

北島副委員長：ありがとうございます。

椎野委員：二次案10ページに意見交換会の開催とありまして、各地区の参加人数が出ています。それを見ても全然関心が無いのです。担当が一生懸命説明しても聞く人が7人では話になりません。これは意見交換会というものではありません。意見交換会を行うのであれば、そのしくみの中でどういう人に出てもらいたいのか、どのような規模で行うのか全く見えません。運良く何かの会議が行われれば、そこで意見を出してみようかという話くらいです。パブリックコメントも非常に提出率が低いです。福祉に力を入れて、これだけのものを作っても、受け皿がそういう環境にないわけです。それをどうするのかやらないと、今後の福祉計画の推進も作って終わりになってしまいます。ずっとそういうことになってしまっているのです。今回、地域福祉は何なのかを議論したと思います。そのあたりをもう少し詰めて、パブリックコメントの中身をどうのこうのと行う前にもう少し環境づくりをしていかなければならないと思います。

石渡委員長：ありがとうございます。地域福祉に関わるご意見ですがいかがでしょうか。

日原補佐：ありがとうございます。10ページの意見交換会の話や普及啓発については弱い、パブリックコメントの意見も少ないということだったのですが、この意見交換会につきましては地域福祉計画を進めるにあたって初めて取り組んだわけです。椎野委員がおっしゃっていた課題についても十分認識しておりまして、今回は中間案を用いて意見交換会を開催させていただきました。これも単発で終わらせるのではなく、今後も継続して取り組んで参りたいと考えております。今後の進め方につきましては後ほどの二次案の説明におきまして触れて参りたいと考えております。

椎野委員：もう一つよろしいですか。地域福祉計画としての取組を市社協としてどのように地域に下していくのか。市社協としてどのように取り組んでいくのかその方針が藤沢市のトップから出ているのか出ていないのか、地域にどのくらい下そうとしているのか。地域では現在、民生委員を中心に各地域団体が地区社会福祉協議会を構成しているところが多いと思います。地区の社会福祉協議会というのはそれぞれの地区の会長が繋がっていて、1年間のスケジュールを見ると精一杯で、ここまで手が回らないのではないかというのが正直なところだと思います。そうはいつても、市社協が中心になっていかないと、地域はまわってはいかないと思います。市の考え方もあると思いますが、大橋委員、いかがでしょうか。

大橋委員：市社協としての取組ですが、市が作っている計画と同じ方向性で行こうという意見で統一しています。この計画策定を受けまして、来年度に地域福祉活動計画を策定していくつもりでおります。基本は福祉計画を基にした中でより具体的なものを行っていくことを市社協として実施計画的なものを取り入れていきたいと思っております。それには地区社協、民生委員、市社協に加盟している各団体の皆さんなどが策定委員会の委員として出てもらい、作っていく予定でございます。そういった組織・団体を通じて、市の地域福祉計画を下していきたいと

考えております。この地域福祉活動計画というのは、現在別々に作っておりますが、将来的には地域福祉計画の中と一緒に、より具体的な内容について取り入れていくことを考えております。今回はそこまで行きませんでしたので、来年度は市社協として地域福祉活動計画を1年かけて策定していくことを考えております。

椎野委員：そういったお考えであれば素晴らしいと思います。期待をしていますので我々も協力いたします。

石渡委員長：新しい方向性が出てきたようです。椎野委員がおっしゃったなかで、それぞれの計画毎に地域の集まりではなく、地域というところでもう少し整理して議論出来ればと思います。それを踏まえて本日のメインになります。議事(3)地域福祉計画2020(二次案)についてこれまでのご意見を入れ込んでいただけたらと思います。事務局から説明をお願い致します。

(3) 藤沢市地域福祉計画(平成27年度～平成32年度)二次案について

齋田主査：それでは資料3に基づいてご説明いたします。前回の会議でお示しした一次案、12月に送付した中間案について皆様からご意見をいただいておりますので、ご意見を参考に修正をしたものがこちらの二次案になります。ここでは変更点を中心にご説明いたします。

表紙になりますが、これまでの藤沢市地域福祉計画は第1期、第2期というものを入れておりませんでした。特にいつ頃の地域福祉計画なのか分からない部分がございます。今回の第3期計画につきましては最終年度が2020年にあたるので、藤沢市地域福祉計画2020と入れております。

具体的な中身について説明させていただきます。2ページをご覧ください。第1章計画策定の主旨でございますが、中間案までは社会情勢や法制度の変化について分けて記載しておりましたが、重複している部分があるということで、それぞれ高齢者介護分野、障がい者分野、児童福祉分野というかたちで記載しております。隣の3ページは図表になりますが、頭の部分に1-1という具合に表題を記載しております。

続いて4ページをご覧ください。大橋委員からお話がありましたが、社協の地域福祉活動計画の期間については再来年度からと入れておりましたが、終わりの期間が平成32年度ということでこの地域福祉計画と最終年度を合わせることになりました。社協の地域福祉活動計画を策定した後、平成28年度以降になるかと思いますが、計画の進行管理につきましては、両計画と連携しながら進めていきたいと考えております。

6ページをご覧ください。圏域の説明の中でご近所同士、自治会・町内会、小学校区・中学校区、13地区という記載をしていたのですが、13地区だけだと分かりにくいということで行政区域(13地区)という表現に改めました。また、自治会・町内会の活動の中で老人クラブや子ども会の活動もありますので、そう

いったところも記載しております。

続きまして9ページをご覧ください。先ほどパブリックコメントの実施内容を示しましたが、内容については加筆していくつもりでございます。一点、修正をしております、説明文2行目の「パブリックコメントを実施します」を「実施しました」と過去形にいたします。藤沢市の地域福祉を考えるシンポジウムにつきましては、こちらの実施内容について具体的に記載を致しました。

10ページになります。こちらは先ほどご意見がありました意見交換会についてですが、具体的な内容を加筆する予定でございます。確かに意見交換会につきましては参加者が少ないというご意見がございましたが、地域福祉活動を担っている方を中心にご意見をいただきたいということで開催させていただきました。普及啓発につきましては第5章で詳しく説明させていただきますが、意見交換会につきましてはこのような内容で開催しております。

続きまして第2章です。13ページをご覧ください。こちらに記載している統計データにつきましては大きく内容は変わっておりませんが、全市の児童の状況、障がいの状況、介護の状況を記載し、13地区別の人口統計については後でまとめて記載することにしました。この後のアンケートも共通する部分ですが、もう少し統計データで入れるべきデータがあるのではないかとご意見がございましたが、あくまでも地域福祉計画の中で行っていく施策に関連するデータということで抜粋しております。詳細なデータにつきましては児童福祉、障がい福祉、高齢福祉とありますが、それぞれの個別計画の中で詳細なデータを示しておりますので、ここではこのようなかたちで入れさせていただきたいと思っております。また、グラフにおいて(人)等单位が抜けているものがありますが、この後の修正で直したいと思っております。

18ページをご覧ください。こちらは13地区毎に分けて記載したものでございます。人口データ、人口三区分データ(14歳以下、65歳以上、その間)を入れております。特に地域福祉という意味で地区ボランティアセンターの役割が大きいということで、13地区の地区ボランティアセンターの設置状況についての説明も入れております。

21ページをご覧ください。上のグラフと下のクロス集計の説明文が似通っていたのですが、こちらは少し整理・修正させていただきました。

続きまして第3章の31ページをご覧ください。一番上の具体的な取組でいきなりいきいきパートナー事業がありまして、いきなり事業名が出てくると説明が分かりにくいというご意見がございました。このあたりの固有名詞というのは資料編のほうで用語説明を入れたいと考えております。

35ページをご覧ください。介護人材の育成ということでホームヘルパーの養成研修という表現がありましたが、現在は介護職員初任者研修に研修名が変わっているというご意見がございました。平成23～24年度はホームヘルパー養成研修という名称を使っていたことから、下の方に説明文を加えております。

続きまして第4章の42ページをご覧ください。こちらは中間案から既に修正いたしましたでしたが、前回の委員会でビジョンについて「あなたが主役」という表現より「一人ひとりが主役」のほうがいいのではないかというご意見がございましたので、市として考えて、「一人ひとりが主役」に修正いたしました。隣の43ページですが、基本目標1は自助中心、基本目標2は共助・互助中心、基本目標3は公助中心としていましたが、必ずしも基本目標1の内容は自助だけではないというご意見がございましたので、誤解を生む可能性があるということで括弧書きの部分は取りました。この目標設定の主旨としましては自助・互助・共助・公助について、それぞれ力を付けていくということで設定していくという主旨は変わっておりません。

続いて44ページをご覧ください。こちらは中間案から入れている内容でございますが、前回の委員会でこの基本目標では自助・互助・共助・公助であるのに、施策の中で市民の役割、地域の役割、行政の役割が分かりにくいというご意見がありましたので、この第4章では各主体の役割というかたちで整理いたしました。一点だけここで修正したいのですが、一番上の説明文の4行目「各主体が担うべき、担うことが期待される役割」とありますが、ここに記載しているのが役割全てではございません。ここは「主な役割」と修正させていただきます。1章から4章まではこれまでご意見・ご議論いただいている部分でございますので、変更点を中心に説明させていただきました。

本日の委員会では第5章・第6章を中心にご議論いただきたいと思いますので、これより第5章の説明に入らせていただきます。第5章の46～47ページをご覧ください。こちらの体系図で上から説明させていただきますと、下線部分が施策として修正・加筆した部分になります。主旨としましては地域福祉計画と合わせて高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、子育て支援事業計画の策定を進めておりまして、計画案の中でそれぞれの施策がある程度固まってきましたので、個別計画と連携をしながら施策の展開を修正しております。また、前回の委員会の中でここにある施策をどのように地域に下していくのか、あるいは市民センターや公民館の役割も記載すべきというご意見をいただいております。あくまでも市が作った計画で地域の方に押し付けるのは望ましくないもので、こちらでは施策の展開と入れさせていただきますように各地区の地域団体や市民センターの職員も含めて意見交換会を行いながら、具体的に何をしていきたいのか考えております。ここは一般的な方向性ということで記載していきたいと思っております。

施策の方向性の中で一点だけ修正させていただきました。46ページの3の③ですが、パブリックコメントでも移動サービスについてのご意見がありました。地域の意見交換会でも公共交通機関に乗ることが難しい方への生活支援が必要という意見もございました。従来は福祉サービスを必要とする人への自立支援

だけだったのですが、生活支援も施策の方向性として考えていきたいということで修正をしております。

具体的に施策の展開について説明させていただきます。48ページになります。一般の市民に対して福祉に関してもう少し関心を持ってもらう必要があるということで、まさに施策1-1に入れたように、施策の普及啓発というのは重要なことであると考えております。従いまして、施策の展開の中でも普及啓発イベントというかたちで書いておりますが、普及啓発事業、広報周知、学ぶ機会というものを充実していきたいと考えております。

続きまして49ページボランティアの育成でございます。こちらについてはボランティアの養成、活動支援の充実と併せて、高齢者や障がい者の社会参加を推進するというところで、ボランティアの育成を考えていきたいと思っております。いきいきパートナー事業についての説明が足りなかったのが原因であると思っておりますが、いきいきパートナー事業は高齢者の介護予防のために社会参加をしていただくということでこの事業を行っていきます。ここの表現につきましては介護予防に繋げるためということで記載しております。

50ページになります。地域の意見交換会の中でも民生委員・児童委員の活動に関して地域の中でどのように行っていくのか。特に民生委員・児童委員の支援を必要とする高齢者の方々の情報をお持ちであるということで、地域の意見交換会の中でもそれを活かしていきたいというご意見がございました。あくまでも個人情報でありますので全てを出していくのはなかなか難しいですが、こういう活動を行うという周知が足りていないということで地域の方のご意見が出ているのだと思っております。そういうことも踏まえまして、民生委員・児童委員の活動環境ももう少し充実させていきたいと考えております。その下の地域福祉を推進するためのコーディネーター、つまり人材の育成と確保ということでこの後の地域づくりにも関連する内容になりますが、介護保険法の改正の中で生活支援コーディネーターというかたちでうたわれております。生活支援コーディネーターの制度につきましてはこれからより具体的に作っていくところなのですが、介護保険制度上の生活支援コーディネーターだけでなく、市の社会福祉協議会の中にも地域支援担当というものがございますので、その職員ももっと地域に入って行って、地域の中でサービスを必要とする人あるいはサービスをする人・場所・情報を繋ぐ役割としてそういう人材を育成する必要があると考えております。ここは内容的にさらっと書いてしまっているのですが、今後は大きな施策になってくると考えております。

続きまして基本目標2の施策の説明になります。51ページになりますが、パブリックコメントの中でもボランティアセンターや市民活動推進センターというNPOの支援拠点との情報共有や連携を行うべきというご意見がございました。市としても元々成り立ちが異なるということで別々に行っていたのですが、今後は両施設の連携を推進しまして、市民の方がボランティア活動を行う時あ

るいは受けたい時にどこに行けばいいのか分かりやすくしていきたいと考えております。

続きまして52ページになります。ここでは訂正がございまして、一番下の高齢者の多様な活動の支援ということで冒頭が「夢グラフ」になっておりますが、「夢クラブ」に修正をお願い致します。施策の展開についてですが、児童福祉の観点が少ないというご意見がございました。特に活動の場という意味では子育て広場というものもありますし、そういったものを入れていけばいいというご意見がありましたが、冒頭に「障がい者団体等」とありますが、現在でも継続しているので表現をこのような表現にしております。この中で高齢者、障がい者、子育て世代で「分野」という表現が正しいのか分かりませんが、それぞれの分野で同じ悩みを持つ者同士が話し合い、交流出来る場を作っていくということで、子育て広場というものも考えております。広場の充実につきましては、子育て支援事業計画の中で進めていきますので、ここでは具体的に記載はしておりません。この次の地区ボランティアセンターの運営・設置支援についても、現在設置していない長後地区、御所見地区、これから設置する予定の湘南台地区とあり、設置していない地区についてはどうするのかというご意見がありました。地区ボランティアセンターの設置につきましては市や市社協から「設置をして下さい」とお願いをするものではございません。設置していない地区につきましては、今後地域の人たちと意見交換をしながら検討していきたいと考えております。

53ページになります。こちらにも先に修正をさせていただきたいのですが、孤独死、虐待や差別を防ぐための地域におけるネットワーク体制構築の1行目でございます。民生委員・児童委員の後に括弧書きでいきいきサポートセンターとありましたが、地域包括支援センターに修正させていただきます。この施策の展開につきましても高齢者の方、児童、子育て世帯、障がい者の方それぞれの課題というものが各地域であると思われまます。そういった課題を早期に発見して予防できる地域づくりということで、具体的に何をしますと書くのはなかなか難しい部分ではございますが、そういう地域づくりを進めていくということで、4つの施策を考えております。

続きまして54ページに移ります。ここは特に修正はしておりませんが、説明させていただきたいのが施策の展開の1番目の避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進のところですが、一番下の行に民生委員・児童委員や行政機関との連携が書いております。他の文章では市と書かれておりますが、市だけではなく警察などの機関も入ってくるということで、あえて行政機関という表現にしてあります。

続きまして55ページになります。基本目標3にかかる施策でございますが、ここも一点修正させていただきます。施策の展開の2番目地域における相談支援ネットワーク体制の整備の4行目、「福祉事業所」と書いてありますが、他

の箇所では「事業所」と表現しておりますので、「福祉」という言葉を削除したいと思います。

56ページになります。地域包括ケアシステムの構築。こちらは一次案の段階では具体的に記載しておりませんでした。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で行っていく施策を中心に記載をしております。ここでは障がい者の方の地域移行事業も地域包括ケアシステムの考え方と同じであり、入れるべきではないかというご意見がございました。現段階では障がい者の施策は記載していないのですが、藤沢型の地域包括ケアシステムの構築を進めていく中で藤沢らしい共生型の地域包括ケアシステムを作っていく予定でございますので、施策としては障がい者の方も安心して地域で暮らせるようなシステムということで施策としても追加していきたいと考えております。障害者計画・障害福祉計画の方も作成を進めている途中でございますので、その施策と連携をしていながら地域包括ケアシステムの施策を修正していきますので、最終案において入れる予定ですが、現段階では入っておりません。

最後は57ページになります。支援を必要とする人の移動サービスということで、公共交通機関の利用が困難な方の移動支援の推進ということで追加しております。こちらにつきましてはパブリックコメントでコミュニティバスの運用と書かれていたのですが、実際にバス路線を引くということは福祉計画においては難しいのですが、市としては福祉有償送迎事業というものを行っておりますので、そういった事業を充実させることで施策を展開していきたいと考えております。長くなりましたが以上が変更点の説明になります。第6章につきましては本日お配りしている資料4と併せて後程ご説明いたします。ここでは第5章を中心にご意見をいただければと思います。よろしくお願い致します。

石渡委員長：ご説明ありがとうございました。構成も変わり、新しい視点も入れこんでいただきました。それぞれの立場でお気づきの点がございましたら宜しく願い致します。自由にご意見・ご質問をいただけたらと思います。

椎野委員：47ページの施策の展開で黒ポチが3つのものと2つのものがあります。やはりそういったものに柱があって、3つの施策があるのだから、3つの提案をしたのですが、お考えいただいたのかどうかを聞きたい。例えば54ページの災害時の支援体制整備の部分で施策の展開が二つしかありません。私の提案としては、地域の特性を活かした普及啓発の推進です。何故なら、3つめについては南北によって支援体制が全く違うのです。南部は津波について確実に対策を行わないと駄目です。北についてはそういった考えは全く持っていないのです。たとえ津波で家が流されて、避難するところがあるのかという無いです。そのため、北側はそういった支援をしたらどうでしょうか。神戸などではそういった仮の住宅を建てて行っているのです。地域の特性を活かした支援というものがここに無いのです。私はそれを入れたらどうですかという提案をしたのですが、それを考えてくれたのかどうか聞きたいです。

石渡委員長：事務局お願いします。

日原補佐：ありがとうございます。54ページの災害時の支援体制の整備づくりにつきましては13地区によっては津波があるかないか、地域によってこの支援体制づくりにおいてもより具体的なものが少ないということ。それから、地域の特性を活かした普及啓発の推進を入れた方がいいということで議論は行っております。施策の展開のところで普及啓発については、この避難行動要支援者支援体制強化の後に載せているので、普及啓発というのはここで反映しております。ただ、地域の特性を活かしたというのはここに入れるのかという議論はあったのですが、今回の二次案の中ではそこまで触れていないことになっております。ただ、今の椎野委員の意見もそうですし、この後、各委員から施策の展開についてこういったものを入れた方がいいという意見をいただきながら、最終案については事務局サイドで検討させていただきます。今日の段階では二次案でこのようなかたちに反映させていただきましたが、各委員からいただいた意見については事務局の中で今日の案にしてあるということでございます。

石渡委員長：今の時点ではここに書かれていないということですが。

椎野委員：現在、462の自主防災組織がありますが、地区によってばらつきがあるのです。避難行動要支援者についても行っているところと行っていないところがあるのです。この二つの施策だけでは全く解消しないです。自分の中で問題や課題について想っているのですが、なかなか推進出来ない状態であり、非常に苦しい立場です。462の団体で避難行動要支援者を行っているところは非常に少ないです。東日本大震災の講演に対して「要支援者を助けるしくみは生きたのか、避難行動要支援者について行ったのですか」と聞いても良い回答はもらえないです。いざという時にはすぐ逃げるしかないのです。助ける暇もありません。東日本大震災の時は助けた人も皆死んでしまったのです。揺れや津波が収まった後が勝負です。市のマニュアルでもそのようになっているのです。揺れや津波が収まったら、助けられる人は助けていくのです。支える人を助けてほしいというしくみになっているのです。ここをやっていかないとこの柱は解決しないです。

石渡委員長：防災にご尽力いただいている椎野委員からのご意見ということでご検討いただきたいと思います。

種田委員：福祉団体連絡会の種田と申します。52ページにある施策の展開の中の障がい者団体等の活動支援や地域福祉を担う人材の育成支援をする拠点整備の記述になりますが、障がい者についてはそのような拠点が無い状況でございます。高齢者や子育ての方は多少あると思いますが、ふれあいセンターあるいは太陽の家が障がい福祉の拠点にならなかったという経緯があります。本当に障がい者が活動出来る場所を切に願っているところです。そのへんをご支援いただきたいと思います。

もう一点は地域福祉を考える場合、本当に人材が大切だと思います。地域で

活動しようと思っっている方は本当に元気で生活も充実している方だと思いますが、それを継続していくのは大変なことだと思います。どれだけ行政のサポートをいただきながら続けていけるかということもあると思いますが、50ページの地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の育成と確保はどのようなことを考えているのでしょうか。中身を教えていただけたらと思います。私も地域で活動を行っておりまして、皆さんは本当に地域のことを考えて、ボランティア精神で活動をしてしておりますが、その輪をさらに広げ、連携を深めるためにどのような取組をしていただけるのかをお尋ねしたいと思います。

石渡委員長：事務局、コーディネーターに関してはいかがでしょうか。

島村補佐：種田委員のご質問で障がいのある人の拠点についてですが、障がい福祉課としても重要な施策として考えておりまして、次の障がい者計画・障がい福祉計画の中でも障がいのある人の社会活動支援ということで、活動拠点の整備を進めていくことを計画に載せております。今後、そこは更に進めて参りたいと考えております。

石渡委員長：ありがとうございます。

齋田主査：それから、地域福祉を進めるためのコーディネーターとなりうる人材の育成・確保につきましては追加で入れた施策ということで説明文が足りずに分かりにくい部分があったと思いますが、コーディネーターという資格を作るわけではございません。13地区の意見交換会を廻りまして、それぞれの地区で地域活動をしている方は沢山おられます。市民活動団体やNPOもございます。実際に福祉的なサービスを必要とする人につきましてはどこにどのようなサービスがあるのか、どういう人に助けを求めたらいいのか分かりにくい、どこに話を持っていったらいいのか分からないという意見が意見交換会において多く出ています。こういうサービスがあります、こういう相談が受けられますと答えるのは簡単なのですが、今後地域に入って行って、サービスを必要とする人、提供する側、あるいは人、場所、情報を繋げる役割をコーディネーターとしております。今まではボランティアの方の養成等を行っておりますが、今後はボランティアをコーディネートし、福祉的サービスを必要とする人の相談を繋ぐ役割の人を育成していくべきということで施策として入れております。今後、コーディネーターになりうる人材については育成をしていきたいと考えております。高齢福祉分野、児童福祉分野、障がい福祉分野という具合に各部門に特化するというわけではなく、幅広く、色んな人の相談を繋げていく役割でやっていきたいと思っております。まだ実行していないので具体性には乏しいのですが、そういう考え方でございます。

種田委員：中身についてはこれからということですか。よろしくお願い致します。

石渡委員長：そういったのは社協の職員をイメージしているのでしょうか。それとも、市民のボランティアをイメージしているのでしょうか。

齋田主査：両方ありうると考えております。先ほど簡単にご説明させていただきましたが、

介護保険法上の生活支援コーディネーターの場合ですと、誰が担うという定めはございませんので、市民団体の方もいらっしゃると思います。その一方で市社協の職員が地域に入って行って、コーディネートの役割を担うということも考えております。コーディネーターを一つにまとめると難しいかもしれませんが、市全体を繋ぐ人と、各地域に出向いて繋いでいく人ということで整理していきたいと考えております。

石渡委員長：宜しくお願い致します。他にございますか。

松永委員：私の方からは二点確認したいと思います。地域福祉のコーディネーターというのは資格ではなく、社協の職員、一般市民では置かれている状況が違うので、コーディネーターを明確に置くのか、コーディネーターは誰にするのかというよりも、こういう機能が地域の相談や情報機能等充実していくという方向ではないかと思います。コーディネーターというと「誰なの?」「どのように養成するの?」となってしまうがちなので、そこは考えていただければと思います。もちろん、市民の方でもコーディネートを行っていく人たちというのは民生委員をはじめ必要になっていくと思います。

49 ページの一番下になります。当事者本人(高齢者、障がい者)の社会参加の推進と書かれていて、先ほどの事務局の説明ですと、元気な高齢者の場合は介護予防に繋げるためと言われており、高齢者福祉の施策の方向としては分らないのですが、地域福祉を考えた時に元気な高齢者に介護予防を強調したところで社会的活動に参加するかといったら参加しないのです。先ほどのパブリックコメントでデイサービスに男性の参加が少ないというのも現れの一つなのです。この間、ある人と話をしていたのですが、デイサービスで人が集まるところと集まらないところの二つに分かれるのは、介護予防を強調しているところは人が集まらないのです。特に男性です。人が集まるところというのは社会参加なのです。社会的な役割だったり、社会貢献を行うことで、自分が役立っているという充実感があって、それが介護予防につながるというおまけ的な感じなのです。特に先ほどリタイアという表現がありましたが、高齢者といっても、年齢が離れていると置かれている状況も違うのです。前日まで会社に勤めていた人が介護予防はやらないと思います。具体的な高齢者サービスに繋がっていくとは思いますが、介護予防というのはおまけであり、社会参加や社会貢献であったり、本音を言うと、元気な高齢者はもっと働きたいのです。実際に定年年齢も伸びております。国においても生産人口というのは減っているのです。生産人口として期待がかけられているので、言い方を考えた方がいいと思います。

もう一点は 53 ページの上になります。施策の方向性として孤独死の防止や虐待防止等の表現ですが、実際ここに書かれている通りのことをやっているから、虐待があったり、人が亡くなったりしているのです。どうして地域で抱え込んでしまうのか。確かに児童相談所や地域包括支援センター等早期に専門機

関に繋ぐことが大事だと思います。この内容だと間に合わないという印象があります。

石渡委員長：事務局、お願い致します。

齋田主査：49ページのいきいきパートナー事業の説明のところで、目的は介護予防ではなく、社会貢献というお話でしたが、その通りだと思います。社会参加の推進を実現するためにこのような表現になってしまいました。ここは表現を修正したいと思います。

二点目の53ページにつきましては早期に専門機関に繋げる重要性は認識しております。誰が発見するのか。専門機関が全部発見するわけではありません。より早く発見する、予防するという事で施策として考えております。松永委員のおっしゃっている専門機関に繋げるということも含めて施策として考えていきたいと思います。

石渡委員長：ご説明をいただきましたが、ここは議論になると思います。

田場川委員：49ページについての松永委員のご意見は確かにその通りだと思います。私が聞きたいのはいきいきパートナー事業のところで本年度から社協に委託されましたが、我々老人クラブとしては友愛チーム活動というのをやっているのです。藤沢では活発に行われ、120近くのチームがあります。その中で在宅型が100近くあります。あとは施設訪問が20程あります。市や県から活動支援費というものをお願いしているのですが、今年度から県の支援費がカットされたのです。そのため、今後の活動をどうするのかという問題がありまして、特に施設訪問にはお金がかかります。いきいきパートナー制度を活用しようという提案がありまして、資金を若干補うという意味で、施設訪問で活動したら点数制で年間5,000円程あげようということでは始まっているのです。このいきいきパートナー制度というのはゆうあい活動を補完するという意味で大事だと思います。先ほどの市の説明ですと、高齢者の介護予防のためとありますがそうではなく、高齢者においては年齢も伸び、元気な高齢者も多くなっております。確かに社会参加や社会貢献も大切ですが、ゆうあい活動の中で施設訪問を行っていくためにはこれも必要だと思います。いきいきパートナー制度の主旨・展開について詳しくお聞かせいただければと思います。

日原補佐：ありがとうございます。いきいきパートナー事業で介護予防を表現しているのは、介護保険事業で進められているものになります。対象者については65歳以上で要介護・要支援の認定を受けていない方が福祉施設でボランティア活動をした場合に1回1ポイント100円ということで、1年間で最大50ポイント5,000円を支給していく制度でございます。基本的には年齢で対象を決めて行っております。一応事業になっておりますので、制度の主旨や施設内での注意事項、病気に対する予防策等の研修を受けられた方にポイントカードを作成し、登録制で行う事業になっております。

鶴見委員：私は「ひだまり片瀬」において地域の縁側事業やいきいきパートナー事業のお

手伝いをしているのですが、65歳以上の方にはポイントが付き、お昼も食べることが出来るという意見を聞いております。地域の縁側事業は高齢者だけでなく、乳幼児やお母さま方も利用なさるので、65歳以下の方もいるのです。そうすると差が出てきてしまい、「60～64歳にも何かないのか」という意見が出ております。松永委員がおっしゃったように、自分が社会で役立っているという気持ちが生きがいに繋がっているというのがこのいきいきパートナー事業の現状です。

片山参事：ポイント制ですが、今までの説明があまり役所的な発想の説明になって申し訳ございません。確かにお金の出所が介護保険事業から出ているということがあります。介護予防というのはあくまで結果論であって、社会貢献・地域貢献というのが事業の目的としてあります。確かに年齢が65歳以上なのは制度的な縛りがありますが、時代とともに考え方を変えなければいけないと思っております。ポイント制の対象も施設中心ではありますが、これから在宅にも広げていく必要があるでしょう。ポイント制についても年齢等を工夫して、若い人にもポイントが付くように、市の企画部中心に考えております。いつから出来るのかまだ難しい面はございますが、そういう方向にポイント制を変えていく必要があると思っております。

西山委員：この計画に対する意見が少ないということに関係するのですが、こういうボランティアがあるという周知徹底のしくみを合わせて考えてほしいのです。現在の方法は市の広報やホームページに載せたりして、リタイアした人で社会参加をしたいという人は多いと思っております。ちょっとしたきっかけがあればやりたいと考えている人は潜在的に多いので、地域計画の中で掘り起こしをしていくことも一緒に考えていくのです。これから地域包括ケアシステム等地域がまとまるという意味で一番重要だと思っております。周知の仕方を合わせて行えば、情報に接することが出来、機会も増えるのではないかと思います。ぜひそれを考えてほしいと思っております。

石渡委員長：色々と大事なご指摘ありがとうございます。周知や普及啓発につきましては新しい発想が必要であると思っておりますが、そこはぜひご検討いただきたいと思います。

池端委員：今の話に近いと思っておりますが、計画46～47ページは分かりましたが、13地区それぞれの状況に違いがあり、一般的なかたちを模索されたと思っております。それを地域に下して、地域の特性を活かしたものを作っていく発想が無いのかというのが一つです。私は自治会に入る人が少なくなっていることに心配しておりますが、「おらが町」という発想が出来るようなアプローチが無いのでしょうか。安心して暮らせるまちは藤沢市であり、自分の住んでいる地元のまちであるというアピールが少ないという感じを受けます。自分たちのまちが住みやすくなるために頑張るといふ発想が出てくれば、ボトムアップというかたちで地域が活性化出来ると思っております。新しい家を建てるための一つの通り道というこ

とで住んでいる人たちはなかなか手が出せないと思いますが、そういう人たちも含めて「おらが町」という発想が出来るような施策がなされて、土着していくという発想が無いのかというのが質問です。横浜市では5年ほど前に小学生や中学生、高校生、高齢者等を集めてこのまちをどのようなまちにしていきたいのか定期的に話し合うプランがありました。次の世代が暮らしやすいまちを作っていく発想がそこで芽生えてくると思います。今の計画ではそういうものが無いのが寂しいということ。社協が中心に行っていくとしたら、「おらが町大好き」という言葉が出てきそうな発想・対応をしていただけるととても良いと思います。あとは知的障がいの方の防災も含めまして1カ所で対応出来ないとなると、横浜の場合は契約している特定の施設がフォローするシステムがあります。

石渡委員長：色々大事なご指摘をいただきました。

齋田主査：地域の特性を活かした福祉サービスの重要性は非常に感じております。特に13地区の意見交換会におきましても課題や支援のお話がありましたので、今後考えなければいけないと感じております。一番大事なのは福祉事業を各地区で行う時に誰が行うのが大事になると思います。例えば行政が行う場合、市民センターや公民館でも全部出来るのかということになりますが、現在の人員体制では難しいというのが現状です。地域団体と連携しながらどのように行っていくのか。先ほど体系図において説明したのですが、あくまでも「地域福祉計画でこう書かれているからあなたの地区でもこのようにして下さい」と押し付けの様なかたちになってはいけないということをお前提にしております。この地域福祉計画は地域福祉を推進する上での方向性を明確にするというのを前提に作っており、まずはその方向性を示しております。市の方ではこういう方向性を考えているのですが、それぞれの地区で何が必要かについては来年度以降も意見交換会の開催を考えております。それぞれの地区でどういうことを行い、必要なサービスについて誰が行っていくのかということをお地域団体の方々と意見交換を行い、具体的にやっていきたいと考えておりますので、現時点では「〇〇地区ではこういうことをやります」というような具体的な記載は出来ませんが、今後の進め方としてはそのように考えております。

石渡委員長：せめて47ページの施策の展開あたりに地域性を検討することも表してもいいのではないかと思います。

市川委員：全体的に見て、市側がやることと市民がやることを考えてみますと、13地区で意見交換会を行ったというお話ですが、私も当事者として参加いたしました。あれは意見交換をするような雰囲気がベースに無かったと思います。余所の地域も同じような感覚だったのではないかと思います。行政のほうからしては地域の人たちに集まっていただけになってはいないかということをお考えていただきたいと思います。地域ごとに違いがありますし、行政区割りの13地域ごとにセンターという住民との接点の場があるわけですから、そういうと

ころにセンター長はじめ、関連部署の人たちと地域の問題を提起しながらお話ししているわけです。地域の住民いきなり振るのではなく、地域のセンターの人たちは地域の住民からどのような声を聞いているのかを取り上げることで、比較的公平に取り上げることが出来るのではないかと思います。13地域には専門の方たちがいらっしゃいますので、我々自治会連合会の事業につきましてもボランティア講座の開催においては行政の地域担当と相談しながら行っているわけです。住民の意見を組み入れるのは難しいですし、行うのであればそれなりに資料を事前に配布して、そういったことに本当に関心のある人や困っている人を呼んで、意見の聴取を行います。パブリックコメントにご意見を出す方というのはそれなりに関心を持つ人ですので、そういう人たちの意見の方が的を得ていると思います。災害時支援体制づくりについては行政としてはこのようにしたいという場合、地域においてどのように進めていくのか。椎野委員が嘆いているように、遅々として進んでおらず、地域によって格差があります。私の長後地区におきましては39の自治会がございまして、その差はものすごく大きいです。その立場にいる人たちが住民の代表ということですが、とにかく一生懸命やるしかないと感じております。余所の地域ではそういった意見をくみ上げる場所、周知徹底している機関はどうなっているのか。そういった実態をもう一度見直して、各地域の温度差を活動やPRに活かしていただければと思います。

石渡委員長：地域についてよく見ている方からご意見をいただきましたが、今回初めて意見交換会を行ったということで、情報が行き届いていない部分もあったかと思えます。地域の方々のご相談したうえで次に繋げて、今のご意見を活かしていただければと思います。

垣見委員：56ページの地域包括ケアシステムの構築の部分ですが、施策の展開で安心して住み続けられる生活環境づくりを追加したようですが、社会との繋がりを持ちながら、地域で生活を続けられるよう生活のニーズに合った生活環境の整備の展開を入れてありますが、これは地域包括ケアシステムの施策の方向性に含まれているもので、もっと言えば地域福祉計画の方向性そのものだと思います。ここに書く必要があるのか。それから、社会的孤立を防ぐということで、基本目標2に互いに見守り、支えあい、繋がる地域づくりということで孤独死を防いで皆で見守ろうという施策の展開が必要だと思いました。地域包括ケアシステムの基本の柱で、生活環境の整備というのはそのことなのかと思いました。ここが少し気になりました。

石渡委員長：椎野委員、何か補足はございますか。

椎野委員：今の意見はその通りだと思います。一番下は施策の項目ではないです。これは取った方がいいです。こういう環境づくりをするために上4つの施策があるのです。これは施策ではありません。それを行ってこのような結果を見出すということで、ご提言されたように直したらいいと思います。

石渡委員長：ご検討いただければと思います。時間の関係もありますので、まだ発言しそびれている方がいましたら簡潔にお願い致します。

種田委員：椎野委員、市川委員がおっしゃられているように、災害時支援体制がなかなか進まない現実がございます。福祉団体連絡会としても災害時にどうすればいいのかと考えております。54ページの施策の展開で避難行動要支援者の強化と地域における普及啓発の推進ですが、どうして進まないのだろうと活動して思っております。地域で活動していく中で見えてきたのは、自治会・町内会＝自主防災組織というところがまだまだ多いのです。町内会で活動していくところですが、本当に自治会の方は忙しく、災害時のこともやらなければならないということもあります。この前の郷土づくり推進会議の中でも防災リーダーの養成のことが出ていました。ただ、防災リーダーを地域で養成するのは難しいので、全市を挙げて取り組んでいただきたいと思います。名簿の受け入れが出来ない自主防災組織がありますが、それに応じた支援や助言を行っていることもここに明記されておりますが、そこもお聞きできればうれしいと思います。それとプラスして防災リーダーの養成を藤沢市で行っていただきたいと思います。地域で行うのはとても大変であります。

日原補佐：今の災害の関係になります。防災リーダーの関係でいうと、防災危機管理室において、地域ごとに防災リーダーの養成と研修を行っています。年間で地区ごとに日程が決まっています。自治会や自主防災組織を含めて何らかの周知はされていると思いますが、周知徹底があまりなされていないというのは感じました。実際の避難支援体制のところは非常に大きな課題です。私も13地区に入って説明をさせていただいているのですが、市が無理矢理やらせるとか、市の責任放棄とかそういう感じで受け取られてしまうのです。「自治会・町内会のことが分かっていない」とか「地域の状況が分かっていないのにやれやれ言うな」というスタンスになってしまうのです。市としても強制的に進めるということが出来ないのです。ただ、今回は名簿が新しくなったということで、法律でも情報提供がしやすくなったことは事実です。今までより取組がやり易くなったということも事実ですので、名簿をお渡しした後の取組については自治会・町内会や自主防災組織によって違います。いきなり支援体制といっても難しいので、本当に出来るところからそのアドバイスについては市民センターと公民館含めて一体的に支援・アドバイスをしていきたいと思っております。どちらにしても地道な活動ですので、年々少しずつ前に進めていくという姿勢でございます。

南部委員：これはお聞きしたいことなのですが、56ページの地域包括ケアシステムの中の下から3つ目の○介護予防日常生活支援総合事業の制度設計の意味が分からないのですが、ここの項目だけ「平成28年度段階的に実施、平成29年度完全実施」とあるのですが、何か意味合いがあるのでしょうか。これは平成32年度までの計画ですが、ここだけ平成29年度完全実施として数字を織り込んでいることについてお聞きしたいと思います。

塩原主幹：介護保険法が平成27年度から改正されまして、日常生活総合支援事業というのは介護保険制度改正後の目玉になっております。簡単にご説明いたしますと、これまで国が行っていた介護保険サービスのかなりの部分が市町村に丸投げされますが、それがかなり難しい事業でして、平成27年度改正なのですが、それを少しずつ実施していき、平成29年度までに全て出来るようにしなさいということでこのような表現になっています。要支援1・2という軽い介護度の方については日常生活支援総合支援事業という新しい事業に移行するかたちになっておりまして、それは平成29年度までに実施をするようにということになっております。表現は少し改めさせていただきます。

南部委員：あらかじめ全て決まっているようなものだと思います。

大山委員：50ページの地域福祉を支える人材の育成ということで、藤沢市には約500名の民生委員がいると思います。ここの文章では「やりがいを持ち、地域福祉の中核として」と載っておりますが、実際に3年1期を過ぎると民生委員の多くは退任します。もう少し民生委員についての広報活動をしたり、コーディネーターでなくてもそれなりのかたちのものを皆さんは意識を持って委員になっていると思いますので、研修等を受けて、もう少し地域で活動できるようなかたちにしていただきたいと思います。文章で1～2行のことですが、もう少しかたちを変えてアピールしていただけたらと思います。

石渡委員長：ありがとうございました。民生委員の活動というのは地域で大きな意味があると思います。先ほどから地域格差というお話が出ていて、コーディネーターというのは地域と地域を繋ぐという意味を持つ必要があるということをご意見から改めて感じました。地域の特性を活かすという前向きなところと格差をどのように考えていくのか地域福祉計画の大事なところだと思います。次に第6章の進行管理についてお願い致します。

齋田主査：それでは簡単にご説明させていただきます。お手元の資料3の60ページ、資料4を合わせてご覧いただきたいと思います。現在の計画の進行管理についてPDCAが出来ていないのではないかとのご意見が多数ございました。そういったご意見を受けて、事務局が進行管理の方法として考えたのが資料3の60～61ページ、及び資料4でございます。具体的にこの計画の本文の中では基本目標を実現させるための施策の方向性及び施策の展開というかたちで記載を致しまして、具体的には施策の方向性及び展開に沿って、毎年度、施策の展開に沿った事業を選び、目標と実績で管理していきたいと考えております。具体的には資料4をご覧いただきたいと思います。市・社協の施策の展開に沿って行う事業・取組を選定しまして、今年の3月までに平成27年度の事業選定と目標を立てたいと考えております。次回の委員会は3月27日を予定しておりますが、そちらにおきまして市と社協が選定した事業の取組と目標についてご意見をいただきたいと思います。そこでこの計画に沿って行う事業というものを決めまして、実際に4月から実施をしていきます。来年の4～5月にその事業

が目標に対してどのような実績を上げたのか、市と社協で取りまとめ、10本の施策の方向性ごとに皆様に評価をお願いしたいと考えております。具体的な評価方法につきましては今後、市の方で検討いたしまして、委員会でご審議いただきたいと考えております。具体的に施策をどのように行っていくのかにつきましては、施策評価シート(案)をご覧ください。例えば施策の方向性の1番目地域福祉の普及啓発のうちの一つ、普及啓発イベントの実施についてシンポジウムの実施や意見交換会の実施を関連する事業として選びまして、担当課、事業内容をシートの中に入れ、年度目標を立てます。1年後に実績がどうだったのかを示しまして、それぞれの事業の実績を見たとえ、どういった評価だったのかご審議いただきたいと考えております。これが年度ごとに行う進行管理の案でございます。こちらについては時間は限られておりますが、ご意見をいただければと思います。

石渡委員長：資料4の方法・評価のシート案についてご意見があればお願いします。

椎野委員：審議会を通して、進め方については分かったのですが、問題や課題、要因、原因が分析されていないのです。目指すものを良い言葉で作っていくということが多いのです。何故そうなのかというのが議論されていないのです。だから進まないのです。この計画は問題を議論したことがあまり無いのです。何が地域で問題なのか、要援護者支援が進まないのか、要援護者名簿をもらってもダンスの肥やしになっているのは何故か、そこまでいかないから進まないのです。もっと指導力を発揮して、役所がやり方を説明しないと無理です。良いことばかり並べても出来ません。

日原補佐：評価シートを使った方法については今計画からやり始めたいと思います。これまでの評価の仕方というのはどのくらいの人が集まったか、何回行ったのか実績だけなのです。何が現状の課題で、それを打開するためにどのようなことをやるのかというところが非常に重要かと思えます。この評価シートについては修正して、どのような目標を立てて、施策を展開していくのかを入れた中で行っていきます。市としては計画を立てて終わりでは駄目というご意見もありましたので、毎年目標を立てて、その成果をやる。3年後には中間の見直しがありますが、基本的には1年ごとに目標を立てて1年ごとに委員の皆様から評価をいただくというかたちにしますので、このへんのところは何を評価基準にするのかも含めて評価シートを修正させていただき、委員会の中でもう一度ご議論いただきたいと思えます。今日の段階では毎年評価を行うことの確認と評価シートを使って個別に評価していくことをご理解いただきたいと思えます。

椎野委員：プラン、ドゥまで行って、チェックをする時に現場の人に見てもらって、何が悪かったのかを確認する。チェックが終わったらプランまで戻ってもいいのです。問題が発覚したらプランまで戻って下さい。それが出来ていないのです。PDCAというのはそういうことなのです。またプランまで戻らないといけな

いと思います。

石渡委員長：評価シートですが、数で表すことというのはすごく表面的でしかなくて、普及啓発活動において本当に中身が伝わっているのか、評価において現場の声を聞くということもあると思います。そこの工夫を考えていただきたいところです。そうするとこのシートの項目も変わってくると思います。今の進行管理のところでお気づきの点はございますか。

市川委員：この実施主体に委員会が入っていますが、委員会というのはこの委員会のことですか。

齋田主査：そうです。

市川委員：我々の任期は3月いっぱいですが。

齋田主査：皆様の任期は来年3月までで、あと一年あります。

市川委員：この評価シートも含めて我々がチェックをしていくということですか。

石渡委員長：どのように評価していくのかやり方等工夫がありますが、とりあえずこういうかたちで行って行って、きちんと状況を踏まえていければと思います。今日はここまででよろしいでしょうか。

(4) その他

齋田主査：今後の日程につきましてご案内いたします。今後はこの二次案をもとに計画の最終案を策定して参ります。最終案につきましては市議会2月定例会で提出する予定になっておりますが、本日はご意見を多数いただいておりますので、同じものを皆様にもお送りいたしまして、改めてご意見をいただければと思います。それと併せて先ほどの評価シートにつきましてももう少し内容を修正しまして、皆様にご覧いただけるようにしたいと思います。次回の委員会は3月27日金曜日でございます。時間と場所は今回と同じ午前9時半から開催いたします。そこでは平成27年度にどのような事業を行うかにつきましてもご審議いただきたいと思います。事務局からは以上です。

石渡委員長：今日の議論を修正したものはいつ頃送っていただけるのでしょうか。

齋田主査：最終案につきましては1月末から2月上旬に作りたいと考えておりますので、お送りできるのはそれ以降になると思います。

石渡委員長：何かあれば事務局までお寄せいただきたいと思います。

北島副委員長：大橋委員、日程が市社協の理事会と重なっています。

大橋委員：日程的に全くかぶっています。今日参加されている委員においてもかなり影響が出ると思います。

石渡委員長：3月27日の日程を再検討した方がいいということですか。それぞれの委員に日程を確認していただき、3月27日ではなくなりそうです。

椎野委員：議会に計画を提出する時に、委員会の名簿は付けるのでしょうか。

日原補佐：それは付けます。

安孫子主幹：今日、お配りした資料でバックアップふじさわというカラー印刷の資料がござ

います。これについてご説明いたします。生活保護になる前の段階で生活困窮者の方に対して自立支援を行い、第二のセーフティネットの充実強化ということで、生活困窮者自立支援法というのが制定されました。今年の4月1日に正式に法が施行されます。これに基づく新たな制度としては就労支援・学習支援が行われるということで、実際に本格的に行うのが4月以降となります。藤沢市では現在、モデル事業ということで11月1日からスタートしています。その窓口がバックアップふじさわでございます。こちらの窓口は藤沢市役所新館の4階の生活援護課に設置しております。新しい制度ですので、浸透するのがなかなか難しいですが、国も力を入れている事業ですので、今後も周知を進めていきます。よろしくお願い致します。

石渡委員長：ありがとうございました。貴重なご意見をご議論いただきましてありがとうございました。

7. 閉会

佐川部長：長時間に渡りご審議ありがとうございました。今日も様々なご意見が出まして、特に今回の計画の中では各地域を意識した特性も加味してというお話もありました。今回は意見交換というかたちで行いましたが、今後も継続的に行っていく、地域団体と密に情報交換を行いたいと思います。計画は作っておしまいではございません。今回の計画も大分出来上がってきていると思います。今日の意見も加味したうえで最終案を作り、その計画を基に実行に移すことを考えておりますのでよろしくお願い致します。本日はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以 上